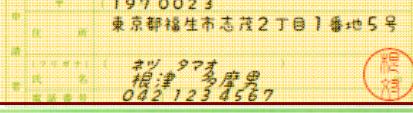


# ①-2 自動車保管場所証明申請書

「自動車の使用の本拠の位置」と現住所が異なる場合

自動車保管場所証明申請書																				
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ																	
			長さ	センチメートル																
			幅 高さ	センチメートル																
自動車の使用の本拠の位置 東京都××区△△1丁目20番地			(A)																	
自動車の保管場所の位置 東京都××区△△ 口駐車場 第10号																				
※ 保管場所標章番号																				
自動車の保管場所の位置欄記載の場合は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 平成 年 月 日																				
警察署長殿 																				
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場合は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警視庁 警察署長																				
<small>[注] この証明書の有効期限は、 証明日から「1ヶ月」です。</small> <table border="1" style="float: right; margin-right: 10px;"> <tr> <td>使用</td> <td>自己・他人・共有</td> <td>連絡電話</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>推奨</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新規</td> <td>車両</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>代替</td> <td>現車</td> </tr> </table> <small>参考 1. 自動車の使用の本拠の位置が、自白動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のもの）に係る使用の本拠の位置と同一である。かつて、申請に係る場所が自白動車の保管場所とされているときは、保管場所標章番号欄に自白動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載して、両者の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の内容の正確性の位置を知るために必要があると認めたときは、所在図の提出を求めることができる。 2. 申請者は、氏名を記載し及び捺印することに代えて、署名することができる。 3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4面4面とする。</small>					使用	自己・他人・共有	連絡電話	( )	推奨						新規	車両			代替	現車
使用	自己・他人・共有	連絡電話	( )																	
推奨																				
		新規	車両																	
		代替	現車																	

※ 「自動車の使用の本拠の位置」を管轄する警察署の『自動車保管場所証明申請書』に記入。

## 〈A〉 自動車の使用の本拠の位置／自動車の保管場所の位置

- 上段 実際に車を使用する拠点となる住所を記入。
- 下段 実際に駐車する駐車場の住所・名称・駐車位置番号を記入。「同上」不可。

自動車の使用の本拠の位置	東京都××区△△1丁目20番地
自動車の保管場所の位置	東京都××区△△ 口駐車場 第10号

## 〈B〉 申請者

- 日付は記入しない。
- 新しい車を使用する方の、現住所・氏名、電話番号を記入。
- 法人で社判・ゴム印を使用する場合、全ページに押印。

申 請	年 (197-0023)
住 所	東京都福生市志茂2-1-5
姓 者	(フリガナ) (ネヅ タマオ) 氏 名 電 話 番 号
	042 (123) 4567

実印（認印でも可）を全ページに押印。